資料６

「（仮称）流山市こどもの権利条例」制定に向けた市民等への意見聴取の実施について

１　趣旨

「（仮称）流山市こどもの権利条例」の制定に向け、条例骨子（案）作成前及び作成後の２段階で、市民等への意見聴取を実施する。

２　実施概要

（１）骨子（案）作成前（令和８年１０月～１１月）

ア　目的

聴取した意見を条例骨子（案）の作成に活用する。

イ　実施概要

（ア）令和８年１０月２５日（日）

流山市民まつりにおけるアンケート

（イ）令和８年１１月１５日（日）

喜多明人氏による講演会及びパネル展「こどもの権利条例と、わたしたち市民にできること」におけるアンケート

ウ　アンケート項目（案）

（ア）あなたは、「こどもの権利」があることを知っていますか？

（よく知っている／すこし知っている／聞いたことはある／知らない）

（イ）あなたが「こどもにとって大切だと思う権利」をすべて教えてください。

（複数選択可）

・差別されたり、悪口を言われたり、なかまはずれにされないこと
・命が守られ、のびのびと成長したり、安心して生活できること
・ゆっくり休んだり、遊びを楽しむこと
・なやんでいること、こまっていることを相談できること
・たたかれたり、いやなことをされたり、言われたりしないこと
・心や体に障害があっても安心して生活できること
・自分に関わることに自由に意見が言えること、大人に意見をきいてもらえること
・自分が思うことや伝えたいことを、話したり、書いたり、歌ったりして自由にあらわすこと
・知られたくないことは知られないようにできること
・いろいろな方法で学べること
・こどもにとって一番よいことは何かを大人が考えてくれること
・わからない

（ウ）「（仮称）流山市こどもの権利条例」に期待することや、こどもの権利について、あなたが大切だと思うこと・伝えたいことがあれば自由にお書きください。（自由記述）

（２）骨子（案）作成後（令和９年１月～２月頃（予定））

ア　目的

聴取した意見を条例素案の検討につなげる。

イ　実施概要

事務局がこども・子育て関係団体等からの要望等を踏まえ、ヒアリングや意見交換を行う。